

平成31年度課題別専門研修Ⅰ

「改正社会福祉法～社会福祉法人の運営・対応フォロー～」開催要綱

1 目的

改正された社会福祉法の下、社会福祉法人は一層の適正運営が求められています。本年6月には多くの法人で初めての役員改選を控えています。改めて、社会福祉法人の責務や実務の適正な執行に関するポイントについて理解することは重要です。

本研修は、実務上の手続きのほか、取組の事例や最新情報を交えながら運営や法改正後の対応について学ぶことを目的に開催します。

2 主催 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

3 日時 平成31年4月19日(金) 13時～16時
(受付は12時30分～。オリエンテーションは12時50分～。)

4 会場 三重県社会福祉会館 3階 講堂(津市桜橋2丁目131)

5 対象者 社会福祉施設の職員(役職は問いません) 【定員80名】

6 受講料 4,000円

7 講師 法律事務所 First Penguin 代表弁護士・社会保険労務士 菅田 正明氏

横浜市役所で高齢者施設の指導監査業務に従事した後、弁護士となる。社会福祉法人や地方自治体の顧問弁護士として相談をうけながら、自らも社会福祉法人の業務執行理事を務めている。著書として、『社会福祉法人 評議員会・理事会運営と指導監査 Q&A』(株式会社ぎょうせい)『社会福祉法改正を受けての組織体制の構築と運営のポイント』(月刊福祉2018年10月号)等。

8 スケジュール

12:30～ 受付
12:50～ 開会・オリエンテーション
13:00～ 講義
16:00 閉会

9 その他

- ・研修当日は受講票をご持参のうえ、受付にお示しください。
- ・昼食は各自、お済ませただいてからお越しいただきますようお願いいたします。
- ・会場の駐車場には限りがございます。公共交通機関を御利用ください。(津駅より徒歩 約8分)
- ・台風等により、研修会参加者の安全が危惧される場合、研修会の開催を中止(延期)します。中止(延期)する場合は、開催日の前日午後5時までに、本会ホームページ(<https://www.miewel-1.com/>)の新着情報欄に中止(延期)情報を掲載しますのでご覧ください。

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉育成支援課 仁田、小倉
TEL059-213-0533/FAX059-222-0305